

ひとい親家庭のお母さん・お父さんの 資格取得を支援します！

01

<最大> **533万円**給付 ※支給期間と課税状況により異なります

高等職業訓練促進給付金

— **生活費** を補助します —

返還不要

対象要件	①県内の町村に住所があること （市に住所がある方は、各市役所にお問合せください） ②児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にあること （所得水準を超えた場合であっても、1年に限り引き続き対象となります） ③過去にこの給付金を受給していないこと ④養成機関で6月以上のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれるもの ⑤申込みの前に、お住まいの町村を管轄する県福祉保健所に相談を行うこと	
支給期間	修業期間(上限4年)	
支給額	■市町村民税 非課税 世帯の場合 月額 100,000円 ■市町村民税 課税 世帯の場合 月額 70,500円	※修業期間の最後の12か月は、月額に4万円が加算されます。
対象資格【17資格】	看護師(准看護師含む)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・美容師・理容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・栄養士・自動車整備士・臨床工学技士・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格	
修了支援給付金	■市町村民税 非課税 世帯の場合 50,000円 ■市町村民税 課税 世帯の場合 25,000円	※カリキュラム修了後、1回のみ支給

☞ 高等職業訓練促進給付金を受給された方は、入学準備金、就職準備金の**貸付け**を受けることもできます！

※一定の条件を満たした場合、貸付金の**償還が免除**されます

※貸付けに関する詳細は、高知県社会福祉協議会(☎088-844-4600)へお問い合わせください

02

<最大> **240万円**給付 ※対象講座の種類により異なります

自立支援教育訓練給付金

— **入学金** と **受講料** を補助します —

返還不要

対象要件	①県内の町村に住所があること （市に住所がある方は、各市役所にお問合せください） ②過去にこの給付金を受給していないこと ③申込みの前に、お住まいの町村を管轄する県福祉保健所に相談を行うこと	
対象講座	雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座(ハローワークのホームページ参照) ※受講開始前に申請を行い、講座の指定を受けることが必要です	
支給額	受講のために支払った費用の 60%又は85%相当額 （上限は20万円、160万円、240万円のいずれか。12,000円以下は対象外）	

詳しくは、裏面の各福祉保健所までお問い合わせください